

四電工健保公告第439号
2026年2月19日

四電工健康保険組合
理事長 山崎直樹

2026年度 任意継続被保険者の標準報酬月額に関する公告

健康保険法（大正11年法律第70号）第47条第2項の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額については、「退職時の標準報酬月額」が「前年の9月30日における当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額」を超える場合は、前年の9月30日の平均標準報酬月額となります。

今回、当健康保険組合での2025年9月30日における平均標準報酬月額が、440,000円となりましたので、規約第44条第2項に基づき全被保険者の平均標準報酬月額を以下のとおり公告します。

記

標準報酬月額	440,000円
適用期間	2026年4月1日～2027年3月31日

[注] 2025年9月30日現在における当組合の平均標準報酬月額：437,565円

以上